

ムダなダムをストップ!!

事務局だより No. 22 2008年12月 5日 ムダなダムをストップさせる栃木の会

傍聴席を埋め尽くしましょう

“ムダなダム” 裁判 今後の日程 いずれも宇都宮地裁302号法廷

- ☆ 12月25日(木) 11:00～ 対栃木県知事・3ダム訴訟第・19回
ハッ場ダムの治水についての立証計画および南摩ダムの利水についての立証計画に
関連して、準備書面の提出とその要旨の口頭陳述を予定。
- ☆ 09年1月28日(水) 13:15～ 対宇都宮市長・湯西川ダム訴訟
いよいよ判決言い渡し。原告側の主張に対する被告側の反論の弱さや、証人尋問の
内容等から考えると、原告側の圧勝!!と言いたいところだが、裁判官は果たしてど
のような結論を出すのか。いずれにしても次の舞台は東京高裁だ。

いよいよ結審! 勝利をめざして

ハッ場ダム住民訴訟4周年報告集会

11月30日(日) 東京・日本青年館ホール

1都5県からの報告:

首都圏の1都5県の住民がハッ場ダム建設の中止を求め(栃木県の場合は南摩ダム、湯西川ダム、ハッ場ダムの3ダムの建設中止を求め)、各地裁に住民訴訟を提起してから4年。裁判では原告側はパワーポイントを駆使し、図表を使って準備書面の要旨をわかりやすく陳述するなど、裁判官の理解を得易いようつとめてきた。立証段階でも、地質・地盤、利水、治水、環境の各分野で最適任の専門家を証人に立て、反論の余地のない証人尋問を構成した。宇都宮市長を被告とした栃木の湯西川ダム訴訟は先陣を切って8月に結審しており、来年早々には宇都宮地裁で判決が下される。ハッ場ダムの訴訟も11月末に東京地裁で結審したのを皮切りに、各地裁で次々と結審を迎える予定。栃木県知事を被告とする3ダム訴訟に関しては、南摩ダム、湯西川ダム、ハッ場ダムと3つのダムが関わっており、それぞれのダムについて治水・利水・環境問題を争うため、裁判もようやくこれから立証段階に入るところ。

弁護団長・高橋利明弁護士の報告:

「カスリーン台風と同規模の降雨の場合、利根川に22000 t/sが流れる」という国の主張の根拠は完全に崩された。情報公開請求で出てきた資料によると、八斗島地点でのピークは16750 t/sであった。さらに、利根川の堤防の整備状況は、97%できている。要するに、上流にダムが無くても、利根川の治水には関係がないということ。前橋地裁が現場検証(現地進行協議)を行ったことは、画期的なことである。

田中康夫氏の講演:「脱ダム宣言は脱ムダ宣言」

「脱ダム」の提唱者=田中康夫氏は長野県知事を辞した後、参議院議員として新党日本を率いて活躍しているが、相変わらずの早口で話にムダが無く、1時間の持ち時間の中にその2~3倍の内容を詰め込み、機関銃のようにしゃべり続け、聴衆を圧倒したという印象。知事時代の長野県政から現在の政治課題まで話題は多岐にわたったが、印象に残ったフレーズを書き出してみると次のようになる。

「おかしいことは、おかしいと言うだけでなく、一緒に変えていこう」「安かろう悪かろ

うでなく、切磋琢磨することが重要（入札に関して）」「2050年には超高齢社会になるので、今までと同じ発想ではダメで発想の転換（Uターン）が必要」 「日本の借金時計は1時間に66億円増え続け、1週間では1兆1178億円に増える」 「ダムの財源は国が7割負担で県が3割負担だが、国の7割のうちの80%は県外の共同事業体が受注している。つまり、県民の利益にはならないということ」 「県民の目に見える確かな公共事業にこそ金を使うべき」 「長野県ではダムを造らず、地域が元気になる事業＝信州型公共事業（たとえば間伐材を利用したガードレールなど）に金を使った」 「4つのダムの内の1つだけを止めた（大戸川ダム）ことがなぜそんなに大きなニュースなのか、後の3つは造るといことなのだから、単にガス抜きに使われているだけだ。私は長野県で8つのダムを止めた」 「川の水は一部の水利権者のものではない、流域のすべての人々のものであるはず」 「公共事業が悪いのではなく、必要なところに必要な事業を行えばよい」 「日本には地下水法がない。だから水環境基本法（仮称）を作ろう」 「（今は未だ問題が表面化していないが）下水道整備のための繰出金によって地方自治体は遠からず破綻する」 「インフォームド・コンセントでなく、インフォームド・チョイス（すべての情報を把握した上での選択）を」
(文責：葛谷 理子)

ツアー・レポート

“真の文明は川を荒らさず”肝に銘じて

紅葉の水源地をめぐるバスツアーに参加して

埼玉県 狭山市 吾妻キヨ子

栃木には大きなダムが幾つもあるのだと知らず、日光・鬼怒川だけに気を取られ今回は勉強になりました。それとダム湖の先に広がる紅葉パノラマ～ 絶壁の恐怖を一瞬忘れて楓やモミジの艶やかさに目も心とられました。映像はパソコンに入れ、事あるごとに覗いています 今秋最高の出来事でした。

私は20何年前、草津からの帰り、吾妻溪谷の紅葉と～川原湯温泉郷に魅せられ、四季折々出かけてきました。山歩きが趣味の主人との会話「この溪谷ももうすぐダムが完成したら沈んでしまうんだよ それにしても長いよな～」私「残念ねえ～」

それから5～6年経ち、子供たちから手が離れた私は誘われて棚田保全ボランティアに参加するようになりました。最初に関わった地は新潟県頸城郡松之山。豪雪地帯で棚田百選に選ばれ、日本の原風景が残る過疎の村。山間には幾つも小さな溜池があり、時には池の枯れ葉はらいも農作業の間にしました。ご存知のように棚田は自然のダム。上から下の田に入るまでの水路は大切に、村の長が師事していました。棚田の水は地下水となり、やがて大海に入るまでに周りの住民に多くの恵みをもたらすものだ、と私達は知っています。

ダムとは大違いです。私こと、今はこの地から離れ海を渡り、佐渡でトキを守る農家さんと、えさ場になる生き物いっぱいの田んぼ保全、それ以外は栃木を含み関東一円にも出かけます。伊豆にある棚田は私が組長を務める田もあり、お小さいお子様から還暦を過ぎた方々まで、安全で美味しいお米づくりをしています。

この頃、月刊誌・現代農業に黒田弘行さんという方の、川辺ダム利水訴訟「ダムの水はいらん」に目がとまり、新聞などで時折見る吾妻溪谷・八ッ場ダムはどうなったんだろうと気になり始めました……。自分たちのブースもあり代々木公園で定期的開催するエコダックで「八ッ場あしたの会」の主旨を聞いた時、願ってもなく早速会員になりました。

あらためまして～（今回の紅葉ツアーには）その八ッ場ダムとのかかわりが縁で埼玉から、参加させていただきました。皆様の活動に一礼・有意義な旅でした。

特に感銘したのは、大芦川清流を守るための立ち木トラスト、土地トラスト。この手もあつたか知り一人でも多く関わる事が阻止に効果的ありと。“ダム中止顕彰の碑”を前に清流を守った皆さんの思いに涙が止まりませんでした。瑠璃色に透きとおった、これ程まできれいな川は少なくなりましたね～。

再度この言葉を「関東屈指の清流と豊かな自然〜と糸乱れず信ずる道を貫き通した同志達〜ひたむきに陰で支えてくれた母方、妻方の長年の苦勞が実り〜名も知れぬ数多く皆さんにお世話になり、この自然破壊することなく後世にわたすことは唯感無量にして加うるに言葉なし〜」・・・掛けがえのない財産、生態系が守られたこと、土地の人の言葉を借りしめさせてください。“真の文明は川を荒らさず”肝に銘じて・・・。

このバスツアーは、ムダなダムをストップさせる栃木の会・思川開発事業を考える流域の会が主催。埼玉、千葉、茨城からの参加者も含め、約20名が参加。関係者のご協力を感謝します。

静かな山里にゆっくりと時間が流れた

南摩川自然観察会 & ヤマナシ収穫祭

10月11日(土)、南摩ダム予定地での恒例の自然観察会が、ムダなダムをストップさせる栃木の会、思川開発事業を考える流域の会、水環境条例制定ネットワーク、野鳥の会の各主催団体会員など14名が参加して、南摩の栗沢周辺で行われた。雨上がりで気温21度と快適な散策日和。野鳥を観察しながらヤマナシ、アケビ、ムカゴ、クリなどを収穫した。ヤマナシは今年、成り年だったようで果実をたくさんつけていたが、大木の高いところにあるので、落とすのに一苦勞。少年時代に帰って(?)長い竹竿を上手に操りながら、Iさんが次々と落としていった。中には猿の歯型の付いたものもあったようだ。ヤマナシは少し渋いが梨に似た味。50~60個は採れたので、参加者が分けて持ち帰った。果たしてどんな果実酒になるのか。来年どんな報告が聞けるのか楽しみだ。(ちなみに、ムカゴはご飯に炊きこんだらとてもおいしいムカゴご飯になりましたよ、ヤマナシは砂糖で煮たらとても香りが高くおいしかった・・・との声がチラホラ聞こえています)

鳥合わせに続いて水生生物のお話。今日の収穫はカゲロウ、トビケラ、カワゲラ、サワガニなど11種。そして恒例の豚汁昼食の後は北村恭子さんのむかし話の素語り。目を閉じて語り聞き入ると、あたたかな日差しが身に沁み通り、しずかな山里にゆったりとした時間が流れた。

法廷の状況

負担金の支出にあたって県はどのような検討をしたのか

ハッ場ダムの治水に関する立証計画の予定を提出

対栃木県知事・3ダム訴訟 第18回 08/10/9(木)

11時00分開廷

裁判長：原告からは10月9日付けの準備書面19が出ていますが、この通り陳述しますね。

原告弁：はい。

裁判長：被告側は第10準備書面と、乙78~79-2号証と証拠説明書の提出がありましたが、79号証のみが原本ですね。

被告弁：はい。

裁判長：原告からは書証甲B64~甲B80-2と証拠説明書を頂いています。書証はすべて写しですね。

原告弁：はい。誤字があるので、後日差し替えます。

裁判長：原告から10月9日付けで立証計画書が出ていますが、これは「予定である」との意味

ですね。

原告弁：はい。同様の裁判をおこなっている他地裁での尋問調書を使う予定でいるが、その中で引用している証拠については整理しなければならない部分があるので、少々時間を頂きたい。

被告弁：原告は著しい利権関係を立証するために県の利水・治水関係者を尋問する予定と言うことだが、国が決めることなので、県の担当者ではわからない。

原告弁：原告が主張するように、県は国の補助金が違法に使われる時は、これを拒否することができる。県の利水担当者、治水担当者を尋問することで、県が利水及び治水の負担金を支出するに当たり、どのような検討がなされたのかを立証したい。加えて、利水関係の県の新たな計画を踏まえた準備書面を提出したい。

裁判長：原告の主張は大体それでよろしいか。

原告弁：はい。

裁判長：被告の方はどうですか。

被告弁：もう、これだけです。

裁判長：それでは原告は、主張の関係と証人関係の書面を出してください。後はよろしいでしょうか。

原告弁：はい。

裁判長：では、次回は12月25日（木）11時～とします。

原告弁：要旨の口頭陳述のために20分ほど時間を頂きたい。

被告弁：次回に人証は出るのか。

原告弁：1週間前には証人の意見書を出したい。

裁判長：では次回はとりあえず弁論を行っていただきたい。

11時20閉廷

【弁護士会館での説明会】

大木弁護士から

- ・ ハツ場ダムの治水に関しては、東京地裁の方の準備書面5でかなり詳しく書かれていて、それに詳しく反論する形で国の主張が書かれているので、それを参考にして今回の準備書面19を作った。
- ・ 鹿沼の市長も替わり、鹿沼市の水需要も変わっているので、これについては準備書面を高橋比呂志さんをお願いしている。栃木県の新しいプランを取り入れた方がよいという意見もあった。以上のことから、利水に関しては今回は書面提出を見送った。
- ・ 立証計画については、とりあえずのものを出した。その後、尋問事項を記載した証人申請書を出すつもりであるが、他地裁に証人として出た者については、意見書及び尋問調書を整理して次回に出す予定である。
- ・ 証人には大熊先生、ダムサイト及び地滑りの危険性、花輪さん、県の治水及び利水の担当者、嶋津さん、福田元知事、佐藤鹿沼市長を、原告本人としては、伊藤さん、広田さん、高橋さん、高松さんを予定している。そのうち大熊先生、ダムサイト及び地滑りの危険性並びに花輪さんについては、他の地裁の尋問調書を提出する。県側は県職員を証人とすることについては反対するだろうが、最終的に決めるのは裁判所であり、他地裁では認められている。

ムダなダムをストップさせる栃木の会

事務局：小山市城東 2-10-22

TEL：0285-23-8505

FAX：0285-22-5608

年会費：3,000円

郵便振替口座：00140-1-500609